

令和5年度伊勢崎市社会福祉協議会事業計画

◆ 基本理念 「支え合い・助け合いで育む いせさきの絆づくり」

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、住民相互の交流を深め、心を通い合わせることから、支え合いや助け合いといった互助や共助の考え方や取り組みをこれまで以上に広げ、第1期・第2期と紡いできた市民相互が支え合う「いせさきの絆（きずな）」をより強固なものにしていきたいという思いが込められています。

《基本方針》

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化・人口減少の急速な進行、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となっています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、支え合い・助け合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が大変重要と認識しております。

本会では、令和2年3月に「支え合い・助け合いで育む いせさきの絆づくり」を基本理念とした5か年にわたる第3期地域福祉活動計画を策定し、伊勢崎市が策定した伊勢崎市地域福祉計画と連携した地域福祉活動を推進して参ります。

本年度は計画の4年目にあたり、これまで取り組んできたことについてはより発展を、新たに浮かび上がる課題に対しては、これまで以上に市民や関係機関、団体、行政等と協働して地域福祉活動を実践して参ります。

さらに、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいる「地域の支え合いの体制づくり」を今後も継続して推進するとともに、地域における公益的な取り組み及び「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを推進して参ります。

◆ 基本目標・施策

基本目標1 つながる地域づくり

地域福祉の第一歩は、地域における支え合い・助け合いである「互助」や「共助」の考え方をもつことです。近年は、隣近所とつながりをもたない住民が増えていますが、時代に合わせて変化する地域コミュニティの形態に合わせ、緩やかな関係性やそれぞれの距離感で地域とのつながりを持つことの重要性を広く浸透させ、地域との関わりの中で住民同士のきずなを深めていきます。

- (施策 1) 支え合い・助け合いの意識の醸成
- (施策 2) 地域の交流促進

基本目標 2 支え合いで安心の地域づくり

いざという時の支え合いや日頃の声かけ・見守りができるのは住民同士です。市民一人ひとりが地域の課題を自分事として捉え、市民主体のボランティア活動や地域活動等への参加を促します。また、日頃から地域の中で、支援が必要な人を把握し、地域生活課題への対応や声かけ・見守り等を行うことが、何気なく支え合いのできる体制の構築を推進します。

- (施策 1) 地域福祉活動の活性化
- (施策 2) 生活サポート体制の充実
- (施策 3) 見守り及び支援体制の構築

基本目標 3 暮らしを守る地域づくり

誰もが地域の中で尊厳のある暮らしを実現する権利があります。地域や福祉に関する情報等については、その人の生活環境や特性、障害等に関わらず得ることができるように情報発信方法や内容の強化を行います。また、住み慣れた地域での暮らししが続けられるよう、必要な人に必要な支援が提供されるサービスと提供体制の整備を進めていきます。

- (施策 1) 情報提供及び相談支援体制の充実
- (施策 2) 福祉サービスの充実
- (施策 3) 防犯・災害時等支援体制の整備

◆ 重点事業

1. 地域における「新たな支え合い」を推進しきずなを深める

- 地域住民の協力を得て実施している世代間交流事業において「支え合い・助け合い」の意識の醸成と地域コミュニティの形成を図る。
- 仲間づくりや情報交換の場を提供する子育てサロンや認知症カフェ等を開催し、交流機会の充実を図る。
- 地域の居場所づくり等を推進し、住民同士の交流や信頼関係を育み、支え合う地域づくりを促進し、災害時にも対応できる地域コミュニティの形成を図る。

2. 地域における助け合い活動を活性化

- ボランティア活動の活性化に向けて、ボランティアセンター機能充実を図り、ボランティア団体、地域福祉活動団体と地域住民のコーディネートを行う環境をつくる。
- ボランティア活動等の担い手を育成し、併せて発掘のための取り組みを検討する。また、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成に取り組む。
- 地区社協及び地域福祉活動団体の活性化に向けた支援に取り組む。
- 「地域共生社会」の実現に向け、協議体等と連携し地域の支え合い体制づくりを推進する。
- 地域における生活課題を把握するとともに、その解消に向け、高齢者を中心とした買物支援等の新たな支え合いの仕組みづくりに取り組む。

3. 住み慣れた地域での暮らしに必要なサービスの充実

- 広報紙やホームページ等の内容の充実を図る。
- 身近な相談支援体制の充実を図る。
- 生活困窮者支援に関する体制づくりに取り組む。
- 支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できる環境づくりと権利擁護体制の充実を図る。
- 群馬県ふくし総合相談支援事業「なんでも福祉相談」に取り組む。
- 平常時から地域での交流や、緊急時に備えた見守り活動の充実を図る。
- 大規模災害時に備え、災害ボランティアセンター設置訓練の充実を図る。

◆ 4 課及び各支所による事業の推進

□ 総務企画課

◎法人運営及び総合的な事業の企画・推進

1. 法人運営、財務・人事管理等会務の運営

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 予算の編成・執行の管理
- (3) 決算の調整
- (4) 財産の管理
- (5) 車両の管理
- (6) 職員の研修などを含む人事管理

2. 苦情解決、情報公開体制の整備

3. 会費他自主財源の確保

4. 連絡調整、調査・研究事業、広報活動の実施

- (1) 関係機関、支所・事業所間の連絡調整及び本所・支所間の情報ネットワーク他の運用
- (2) 群馬県社会福祉協議会等関係機関からの調査・研究事業への協力
- (3) 広報紙「社協いせさき かがやき」の発行
- (4) ホームページ等の管理運営

5. 総合企画関連事業の実施

- (1) 伊勢崎市社会福祉大会の開催
- (2) 行政・関係団体との協働事業等の実施

6. その他の事業・業務

- (1) ソーシャルワーク実習生の受け入れ
- (2) その他必要な事業

□ 地域福祉推進課

◎ 地域福祉活動の推進

地域福祉活動計画に基づき地域福祉活動の推進を行う。

◎ 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

子ども、高齢者、障害者などの全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するため、社会福祉協議会としての取組みを推進する。

1. 地域福祉推進事業

- (1) 地区社協活動の活性及び連携支援
- (2) 福祉関係諸団体との連絡調整

2. 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進

- (1) 我が事・丸ごとの地域づくりを推進
- (2) 伊勢崎市との連携による第1層協議体及び第2層協議体の運営支援
- (3) 地域支え合い活動の普及・推進
 - ① 地域支え合い車両貸出事業
 - ② 地域交流・見守り支援事業（地域交流の促進と見守り活動の普及及び地域ふれあいサロン・子育てサロン等事業への支援）
 - ③ 地域活動支援事業（地域支え合い活動モデル事業、地域活動新設団体等への助成及び空き家等支え合い拠点づくりへの支援）
 - ④ 地域友愛訪問事業による見守り活動の推進
- (4) 各日常生活圏域での関係機関との協働・連携強化

3. 相談事業の開催

- (1) 心配ごと相談事業
- (2) 結婚相談事業
- (3) その他必要な相談

4. 権利擁護体制の充実

- (1) 日常生活自立支援事業
- (2) 障害者相談支援事業及び市地域包括支援センターとの連携強化
- (3) 成年後見制度等の相談援助
- (4) 啓発・研修事業の実施・協力
- (5) 関係機関連絡会議等の開催

5. 生活困窮者への支援

- (1) 生活福祉資金貸付事業
- (2) 生活一時資金貸付事業
- (3) 高額療養費つなぎ資金貸付事業
- (4) 生活困窮者自立支援事業への協力

6. 社会参加・生活支援充実

- (1) 意思疎通支援事業

7. 関係団体等への支援

- (1) 関係団体との連携強化
- (2) 関係団体への育成援助及び助成

8. 各支所との連絡調整

- (1) 赤堀支所に係る事業の連絡調整
- (2) あずま支所に係る事業の連絡調整
- (3) 境支所に係る事業の連絡調整

9. 共同募金会への協力

群馬県共同募金会伊勢崎市共同募金委員会事務局として、募金活動の他、地域配分の申請受付から配分までの業務、災害義援金の受入れ、火災見舞金の贈呈などを実施する。

10. 戦没者等追悼式の執行

戦没者等を追悼し、世界の恒久平和の確立を祈念する。

11. その他の地域福祉推進

- (1) 社会を明るくする運動への協力
- (2) その他必要な事業

◇ボランティア・市民活動センター

市民の福祉意識高揚とボランティア活動の振興を図り、地域福祉の向上に資するため、ボランティア・市民活動センターを運営する。

- (1) ボランティア活動に関する相談・斡旋（コーディネート）
- (2) ボランティアの養成講座開催・活動支援
- (3) 災害ボランティア体制整備
- (4) 市民ボランティアフェスティバルの開催（市と共催）
- (5) ボランティア・市民活動団体情報交換会の開催（市と共催）
- (6) 福祉教育の推進事業
- (7) 介護支援ボランティア事業
- (8) ままサロン“まま”のほっとステーション事業
- (9) ボランティアネットワーク事業
- (10) 認知症カフェ推進事業
- (11) 車いすの貸出事業
- (12) 福祉車両の貸出事業
- (13) フードバンク・子ども食堂などへの支援事業

◇障害者相談支援センター

障害に対応する総合拠点機能を持つ伊勢崎市基幹相談支援センターとして、身体・知的・精神障害の相談支援事業を総合的に実施し、地域の相談支援事業所に対する支援体制の強化を図る。また障害を持つ相談員（ピアカウンセラー）による障害当事者同士の相談支援（ピアカウンセリング）を実施する。

◇赤堀支所

1. 地域福祉活動の推進事業

- (1) 地域友愛訪問事業による見守り活動の推進
- (2) 地域ふれあいサロン支援事業
- (3) ゆうあい昼食会
- (4) 福祉体験教室への支援
- (5) 伊勢崎市交流の場事業
- (6) 赤堀地区協議体の運営支援及び地域支え合いの体制づくり推進

2. 赤堀地区社会福祉協議会

- (1) 地区事業の企画・検討
- (2) 小地域活動の推進及び支援
- (3) 地区の総合的支援体制づくり
- (4) 事業の推進

◇あずま支所

1. 地域福祉活動の推進事業

- (1) 地域友愛訪問事業による見守り活動の推進
- (2) 地域ふれあいサロン支援事業
- (3) 地域子育てサロン事業
- (4) 高齢者いきいき講座
- (5) ボランティア養成講座・情報交換会
- (6) 福祉体験教室への支援
- (7) あずま地区協議体の運営支援及び地域支え合いの体制づくり推進

2. あずま地区社会福祉協議会

- (1) 地区事業の企画・検討
- (2) 小地域活動の推進及び支援
- (3) 地区の総合的支援体制づくり
- (4) 事業の推進

◇境支所

1. 地域福祉活動の推進事業

- (1) 地域友愛訪問事業による見守り活動の推進
- (2) 介護予防講座
- (3) 筋力トレーニング講座
- (4) 障害者サロン
- (5) 高齢者いきいき講座
- (6) 地域子育てサロン事業
- (7) 夏休み宿題自習室
- (8) 電話でお話し相手事業
- (9) 福祉体験教室への支援
- (10) 境地区協議体の運営支援及び地域支え合いの体制づくり推進

2. 境地区社会福祉協議会

- (1) 地区事業の企画・検討
- (2) 小地域活動の推進及び支援
- (3) 地区の総合的支援体制づくり
- (4) 事業の推進

□在宅福祉課

◎福祉サービス事業の充実

介護や支援を必要とする高齢者・障害者（児）等の多様な生活課題に対応するため、利用者のニーズに合わせた良質で安心な在宅福祉サービスの提供に努めるとともに、安定的な経営の改善を図る。

1. 介護保険事業の経営

- (1) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成、介護認定調査等）
 - ①伊勢崎事業所
 - ②あずま事業所
 - ③磯沼荘事業所
- (2) 訪問介護事業（訪問介護、福祉有償運送）
 - ①伊勢崎事業所
- (3) 訪問入浴事業（訪問入浴介護）
 - ①伊勢崎事業所
- (4) 通所介護事業（入浴介助、食事、送迎、機能訓練、口腔ケア等）
 - ①あずまデイサービスセンター
 - ②磯沼荘デイサービスセンター
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
 - 介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問型サービス（介護予防訪問型サービス・基準緩和訪問型サービス）
 - ①伊勢崎事業所
 - 通所型サービス（介護予防通所型サービス）
 - ①あずまデイサービスセンター
 - ②磯沼荘デイサービスセンター

2. 障害者福祉サービス事業の実施

- (1) 障害者総合支援事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）
 - ①伊勢崎事業所
- (2) 地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴）
 - ①伊勢崎事業所

3. その他在宅福祉サービスへの対応等

- (1) 介護予防事業
- (2) その他の在宅福祉サービス
- (3) 研修支援事業（資格取得等のための実習受入）
 - ①伊勢崎事業所
 - ②あずま事業所
 - ③磯沼荘事業所

□施設管理課

◎公の施設等の管理運営に関する総合的な調整

1. 指定管理施設の管理運営

- (1) ふくしプラザ
- (2) ふれあいセンター
- (3) みやまセンター
- (4) 高齢者生きがいセンター
- (5) 境地域福祉センター
- (6) 境社会福祉センター
- (7) 児童センター
- (8) 境児童センター
- (9) 赤堀児童館
- (10) 赤堀南児童館
- (11) 赤堀あさひ児童館
- (12) きく児童館
- (13) さざんか児童館
- (14) あやめ児童館

2. 社会福祉社会館等の管理